

世田谷区スポーツ推進計画

(案)

平成26年1月
世田谷区

目 次

第1章 計画の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	1
2 本計画における「スポーツ」	1
3 計画の意義	1
(1) 計画の位置づけ	1
(2) 計画の構成	3
(3) 計画の期間	4
(4) 計画策定の経過	4
第2章 スポーツを取り巻く現状と課題	5
1 スポーツを取り巻く現状	5
(1) スポーツを取り巻く環境の変化	5
(2) 世田谷のスポーツの現状	6
2 今後に向けた課題	7
(1) 様々なスポーツニーズへの対応	7
(2) スポーツに求められる新たな役割への対応	7
(3) スポーツをする場の確保	7
第3章 今後10年間を見通したスポーツ推進の基本理念と目標	8
1 世田谷のスポーツ推進の基本理念	8
2 10年後に達成しているべき目標	8
第4章 目標を達成するための重点的な取り組み	9
【重点的な取り組み1】 生涯スポーツの振興	9
【重点的な取り組み2】 地域スポーツの振興	9
【重点的な取り組み3】 場の整備	9
第5章 計画の推進体制	10
1 区の役割	10
2 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団の役割	10
3 スポーツ推進委員の役割	10
資料編	11

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

区はこれまで、平成17年に策定した「世田谷区スポーツ振興計画」(以下「旧計画」という。)に基づき、区民が「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」スポーツに親しみ、楽しむことのできる「生涯スポーツ社会」の実現に向けたスポーツ環境づくりに取り組んできました。

また、平成25年9月、2020年オリンピック・パラリンピック東京開催が決定し、自らの可能性への挑戦、トップアスリートの活躍を間近に見ること、ボランティアとして運営に携わるなど、様々な立場でスポーツに参加する機会が増えることが見込まれます。

「世田谷区スポーツ推進計画」(以下「本計画」という。)は、これまでの取り組みを基本に据えつつ、国のスポーツ基本計画を参酌し、東京オリンピック・パラリンピック開催も見据えたうえで、スポーツを取り巻く環境の変化に対応しながら、区が目指す生涯スポーツ社会を実現するための目標と道筋を示す計画として策定しています。

2 本計画における「スポーツ」

本計画では、スポーツをより身近なものと感じていただくため、スポーツの概念を幅広く捉えています。

このため、ルールに基づいて勝敗や記録を競うスポーツだけでなく、健康の維持増進のためのウォーキングや軽い体操、介護予防のためのトレーニング、様々なレクリエーションなど、目的を持った身体活動の全てをスポーツとして扱います。

3 計画の意義

(1) 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法に定められた「地方スポーツ推進計画」であり、区の基本構想、基本計画が示す区政方針や基本的な考え方を基盤に、他の計画と連携しつつ、区民が「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」スポーツに親しみ、楽しむことのできる「生涯スポーツ社会」を実現するために、区が重点的に取り組むスポーツ施策の方向性を明らかにした、区のスポーツ施策の基本的な指針です。

スポーツ基本法及びスポーツ基本計画

平成23年6月、制定後50年が経つスポーツ振興法が改定され、新たに「スポーツ基本法」が制定されました。

また、スポーツ基本法第9条の規定に基づき、国のスポーツの推進に関する基本的な計画として「スポーツ基本計画」が策定されました。

スポーツ基本法第10条では、地方公共団体は、国のスポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めることとしています。

本計画は、世田谷の実情に合わせた、世田谷らしい「地方スポーツ推進計画」として策定しています。

区の計画

区は、平成26年度からの10年間を見据えた新たな基本計画のもと、様々な施策を展開していきます。この中で、スポーツの分野においては「生涯スポーツの推進」について定めており、基本計画に連なる実施計画では、具体的な施策として「地域におけるスポーツ活動の推進」と「スポーツの場の確保」を掲げています。

本計画は、基本計画に合わせ、計画期間を平成26年度から10年間とし、基本計画に定める項目のうち、スポーツ振興に関する部分を詳細かつ具体的に定めたものとなっています。

また、本計画に基づく具体的な事業計画については、区の新たな実施計画に合わせ、計画期間の10年間で、平成26年度から平成29年度を前期、平成30年度から平成33年度を後期、平成34年度から平成35年度を調整期間の3期に分け、その都度「年次計画」として策定し、事業の進捗状況を管理しつつ、社会情勢の変化などへの対応を図っていきます。

なお、施設整備に関しては、公共施設整備方針の考え方を踏まえて策定しています。

世田谷区スポーツ推進審議会答申

スポーツ基本法の制定を受け、区は、世田谷区スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）に対して「スポーツ基本法に対応した今後の世田谷らしいスポーツ振興策について」を諮問しており、平成25年9月13日付けで諮問に対する答申を受けています。

本計画は、この答申を踏まえ、世田谷の特徴に合った、世田谷らしいスポーツ振興策を展開していくための指針として策定しています。

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団「世田谷区スポーツビジョン」

公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団（以下「財団」という。）では、「世田谷区スポーツビジョン」を定め、区との連携のもと、「生涯スポーツ社会」の実現を目指し、スポーツ事業を展開しています。

本計画と財団のビジョンとは、「車の両輪」の関係となるものであり、今後も整合を図りながら、財団を中心に世田谷のスポーツ振興施策の展開を行っていきます。

他の計画との関係

区では、「教育ビジョン」「健康せたがやプラン」「せたがやノーマライゼーションプラン」「子ども計画」など、各分野において様々な計画を定めています。

本計画は、これらの計画と連携し、各所管と協力しながら、区民の健康で文化的な生活の実現を目指していきます。

(2) 計画の構成

本計画は、「第1章 計画の趣旨」、「第2章 スポーツを取り巻く現状と課題」、「第3章 今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針と目標」、「第4章 目標を達成するための重点的な取り組み」、「第5章 計画の推進体制」の5章により構成されています。

また、本計画に掲げる重点的な取り組みを具体化し、実行していくための「年次計画」を別途定め、進捗状況を管理しつつ、施策を推進していきます。

世田谷区スポーツ推進計画

第1章 計画の趣旨

計画策定の趣旨、計画の位置づけや性格を明らかにしています。

第2章 スポーツを取り巻く現状と課題

スポーツを取り巻く現状や、今後の課題を明らかにしています。

第3章 今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針と目標

今後10年間の世田谷のスポーツを推進していくための基本方針と10年後の目標を表しています。

第4章 目標を達成するための重点的な取り組み

10年後の目標を達成するための重点的な取り組みです。

第5章 計画の推進体制

本計画を推進し、目標を達成するために中心となる「区」「財団」「スポーツ推進委員」の役割を示しています。

世田谷区スポーツ推進計画 年次計画

本計画に掲げる「目標を達成するための重点的な取り組み」を具体化し、実行していくための事業計画です。年次計画は、本計画の計画期間10年を3期に分け、進捗状況を管理しつつ、社会情勢の変化などへの対応を図りながら、その都度策定していきます。

(3) 計画の期間

本計画は、平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間を計画期間としています。ただし、計画期間中に社会情勢の大きな変化などが起きた場合には、必要な調整を図っていきます。

また「年次計画」については、計画期間の 10 年間を、平成 26 年度から平成 29 年度を前期、平成 30 年度から平成 33 年度を後期、平成 34 年度から平成 35 年度を調整期間に分け、事業の進捗状況を管理しつつ、社会情勢の変化などへの対応を図りながら、その都度策定していきます。

(4) 計画策定の経過

本計画は、次のような経過で策定しました。

- ・平成 25 年 11 月 区民生活常任委員会に素案を報告
- ・平成 25 年 11 月 パブリックコメントの実施
- ・平成 26 年 2 月 区民生活常任委員会に案を報告
- ・平成 26 年 4 月 策定

〔 〕内は、平成 26 年 4 月施行に向けたスケジュール予定

第2章 スポーツを取り巻く現状と課題

1 スポーツを取り巻く現状

(1) スポーツを取り巻く環境の変化

スポーツを取り巻く社会状況の変化

これまでのスポーツは、プロスポーツも含めた競技スポーツの意味合いが強くありました。現在のスポーツは、健康の保持増進を目的としたものや、運動療法やリハビリテーションのために行うものなども含め、幅広い意味を持っています。

近年、スポーツにおいては、子どもの体力の低下や、障害者のスポーツ機会の不足などといった、新たな課題が出てきています。

また、スポーツを取り巻く社会状況も大きく変化しており、少子化や超高齢社会の到来といった問題に加え、都市化やライフスタイルの多様化による地域のつながりの希薄化なども新たな問題として出てきており、平成23年3月に発生した東日本大震災では、あらためて地域コミュニティの重要性を認識することとなりました。

こうした様々な社会状況の変化の中で、スポーツに期待される役割も変化しています。健康の保持増進や生きがいの創出などに加えて、地域コミュニティの活性化や社会経済の活力の創造、国際交流や国際社会への貢献など、スポーツに対するニーズは多様化しています。

スポーツ基本法の制定

昭和36年に「スポーツ振興法」が制定されて以降、国や各地方自治体などにより、様々なスポーツ振興施策が実施されてきました。しかし、前述したとおり、この50年の間にスポーツを取り巻く状況は、大きく変化してきました。

こうした社会状況に対応するため、平成22年、文部科学省は「スポーツ立国戦略」を策定し、国が目指すスポーツ政策の基本的な方向性を示しました。この戦略は、「人（する人、観る人、支える（育てる）人）の重視」と「連携・協働の推進」を基本的な考え方として、「新たなスポーツ文化の確立」を目指すものとなっています。

このような背景を基に、平成23年6月に、50年ぶりにスポーツ振興法が改正され、新たに「スポーツ基本法」が制定されました。

スポーツ基本法では、前文において、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利である」と規定しています。また、国や地方公共団体の責務ならびにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツの基本となる事項を定めており、人々の心身の健全な発達、明るく豊かな生活の形成、活力ある社会の実現、国際社会の調和ある発展に寄与することを目的として、スポーツの価値や意義、スポーツの果たす役割の重要性が示されています。

(2) 世田谷のスポーツの現状

区のこれまでの取り組み

区ではこれまで、昭和41年の総合運動場の開設をはじめ、地域体育館・地区体育室の整備、大学や民間企業との連携、さらには先駆的に学校施設をスポーツ施設として活用するなど、スポーツ施設の充実や場の提供に努めてきました。

また、世田谷のスポーツ振興をより一層推進するため、平成11年2月、財団の前身である「財団法人世田谷区スポーツ振興財団」を設立し、平成20年4月には、教育委員会にあったスポーツ所管課を区長部局に移管し、スポーツ振興担当部を新設しました。現在は、区と財団が車の両輪となって、公認競技会である世田谷246ハーフマラソンや世田谷子ども駅伝の開催、また各種スポーツ教室の実施など、区のスポーツ施策を展開しています。

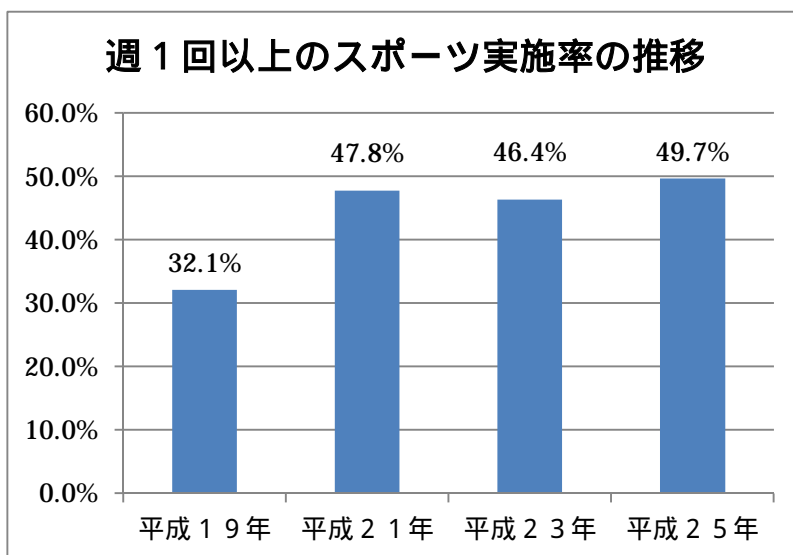
さらには、地域住民が主体となって運営している総合型地域スポーツクラブ¹の開設・育成にも力を入れ、平成14年、区内最初の総合型地域スポーツクラブが設立されました。平成26年3月現在、区内に7つのクラブが存在しており、地域スポーツの担い手として活発に活動しています。

平成25年には、「スポーツ祭東京2013」が開催され、世田谷では、国民体育大会としてテニス競技とソフトテニス競技、全国障害者スポーツ大会として卓球・サウンドテーブルテニス競技とフライングディスク競技を実施しました。

区民のスポーツの現状

平成25年に実施した区民意識調査によると、世田谷における成人の週1回以上のスポーツ実施率は49.7%となっています。これは、平成21年と平成23年に実施した同様の調査に比べて増加しており、スポーツへの関心の高まりが伺えます。しかしながら、年に1回もスポーツを行わない人の割合も15.2%となっており、子育て世代や働き盛りの世代で実施率が低いという状況があります。

また、子どもの体力の低下や運動をする子ども・しない子どもの二極化が進むなど、世田谷においても、全国と同様の課題が出てきており、スポーツの重要性がますます高まっています。



¹ 区では、総合型地域スポーツクラブを「地域住民が主体的に運営し、身近な生活圏である学校施設などを拠点に、子どもから高齢者まで地域の誰もが会員として、年齢や技術に応じて、定期的・継続的にスポーツ活動を行うことができ、単にスポーツ活動の場であるだけでなく、地域住民の交流の場とするために結成した組織」と定義している。

さらに、平成23年の区民意識調査によると、区が地域スポーツの中心として推進している総合型地域スポーツクラブを知っている人の割合は約25%にとどまっており、その認知度は低いものとなっています。

財団との連携

財団は、体育協会とレクリエーション協会の機能を兼ね備えた、他の区市町村にない、世田谷のスポーツ振興の大きな特徴となっています。

現在財団は、区内スポーツ施設の管理・運営を行うとともに、本計画に呼応した「世田谷区スポーツビジョン」を策定し、区民の誰もがスポーツ・レクリエーション活動を通して、心身ともに健康で豊かな生活を送ることができる「生涯スポーツ社会」の実現に向けた事業を展開し、世田谷のスポーツ振興を担う存在として活動しています。

2 今後に向けた課題

(1) 様々なスポーツニーズへの対応

スポーツをする理由は、年代や性別によって異なるとともに、その時の生活状況によって、スポーツへの関わり方も変わってきます。また、社会状況の変化に伴い、スポーツに求められる役割も多様化してきています。

こうした様々なスポーツニーズに対応し、いつでも、だれでも、スポーツに参加ができるよう、世田谷の特性を活かしたスポーツ施策の展開、スポーツ環境の提供が必要となっています。

(2) スポーツに求められる新たな役割への対応

これまでスポーツは、競技スポーツや健康の保持増進のためなど、する・観るなどの役割が主となっていました。

これからのスポーツには、これまでの役割のほか、スポーツがより区民の生活の中に浸透し、社会に貢献するためにも、地域のつながりの希薄化などの課題を解消するような、新たな役割への対応、スポーツの新たな価値の創造が求められています。

(3) スポーツをする場の確保

世田谷のスポーツをより推進していくためには、88万人の区民スポーツを支えていく施設が必要です。

平成25年の区民意識調査の結果においても、区のスポーツ振興施策への要望の中で、「スポーツ施設(場)の拡充」が最も多くなっており、スポーツをする場の確保が求められています。

このため、新たな場の検討を進めるとともに、既存施設についても、施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインに基づいた整備などを図っていく必要があります。

第3章 今後10年間を見通したスポーツ推進の基本理念と目標

スポーツを取り巻く現状と課題を踏まえ、今後10年間の世田谷のスポーツを推進していくための基本理念、10年後に達成しているべき目標を定めます。

1 世田谷のスポーツ推進の基本理念

区民が生涯を通じ身近な地域で「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」気軽にスポーツ・レクリエーションに親しみ、楽しむことのできる生涯スポーツ社会の実現

区はこれまで、この基本理念のもと、様々なスポーツ振興施策を実施してきました。本計画においても、引き続きこの基本理念に基づき、生涯スポーツ社会を実現するため、世田谷らしいスポーツ振興施策を展開していきます。

2 10年後に達成しているべき目標

生涯スポーツ社会を実現するため、10年後に達成しているべき目標を定めます。

目標

「成人の週1回以上のスポーツ実施率65%以上」
を目指します。

区民のだれもがスポーツに親しみ、またいつまでもスポーツによって健康を保持増進していけるよう、10年後には、成人の3人に2人(65%程度)が、週1回以上、スポーツに親しんでいることを目標に、これを達成するための施策を展開していきます。



第4章 目標を達成するための重点的な取り組み

第3章で示した「10年後の目標」を達成するため、様々な取り組みを行っていく中で、以下の3つを特に重要な取り組みとし、本計画の柱として取り組んでいきます。

【重点的な取り組み1】 生涯スポーツの振興

子どもから高齢者、また障害があっても、いつでも、だれでもスポーツに親しみ、健康に過ごしていける社会をつくっていきます。

スポーツをする理由は、競技スポーツでの記録向上のため、健康の保持増進のためなど、人それぞれ違ってきます。また、年代や、学生、子育て中、仕事が忙しいなど、その時の生活環境、障害の種類及び程度などの身体状況によっても、スポーツとの関わり方は変わってきます。

こうした、それぞれのライフステージや身体状況などに応じた、安全で適切なスポーツ振興施策を展開していくとともに、スポーツ指導者などのスポーツを支える力の育成や支援をしていくことで、だれもが、いつまでもスポーツに親しみ、楽しむことができる環境を作っていきます。

【重点的な取り組み2】 地域スポーツの振興

身近な場所でいつでもスポーツができる環境をつくるとともに、スポーツが地域を活性化し、地域の絆の再生に寄与するような施策を展開していきます。

身近な場所で、いつでもスポーツができる環境として、総合型地域スポーツクラブなどの地域住民が主体となった「地域スポーツ」が大きな役割を担っています。

この総合型地域スポーツクラブが、より多くの地域に設立されるよう支援をするとともに、地域でスポーツ活動をする団体などと協力して地域スポーツの振興を図り、地域と地域、人と人の交流を生むことで、スポーツによる地域の活性化を図っていきます。

【重点的な取り組み3】 場の整備

健康づくりのための運動から競技スポーツまで、多様化するスポーツニーズに対応できるスポーツの場の確保や整備を行っていきます。

区はこれまで、スポーツの場の確保や整備に努めてきました。一方で、スポーツの普及・浸透が進む中、一部施設には区民のスポーツ需要に応えきれない状況や、施設の老朽化などの問題が出てきています。

今後、スポーツの場の確保や整備にあたっては、施設を拠点・地域・地区施設に体系化したうえで、施設の配置バランスや区民ニーズなどを勘案した整備方針を定めて進めていきます。

第5章 計画の推進体制

本計画を推進するため、区とともに、今後のスポーツ施策を展開していくうえで中心となる財団、スポーツ推進委員、それぞれが担う役割を示します。

1 区の役割

本計画を策定し、計画に基づく事業の実施及び進捗管理、他所管・関係団体との調整を行います。

スポーツ施設の整備・確保を行います。

2 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団の役割

世田谷のスポーツ振興を担う中心となる存在として、本計画に沿った事業の展開を行います。

世田谷の体育協会として、区内スポーツ関係団体、国や都の体育協会などと連携を図り、世田谷のスポーツの発展に努めていきます。

3 スポーツ推進委員の役割

地域スポーツの中心として、区や財団との連携のもと、地域スポーツの発展のために活動していきます。

地域スポーツ団体や地域の関係団体との連携を図り、地域の中でのコーディネーターとしての役割を担います。

資料編（調整中）

資料1 スポーツ基本法のあらまし

資料2 スポーツ基本計画（概要）

資料3 世田谷区民意識調査2013（スポーツ）の結果

資料4 世田谷のスポーツ施設一覧